

我孫子市消費者の会

お知らせ

2010年2月17日 第35期 No. 11-404号

事務局 〒270-1143 我孫子市天王台3-7-1-201 和田三千代方 TEL 04-7183-1434

<http://www.abikoshi-syouthisyanokai.com/>

消費生活の安定及び向上に向けた

県民提案事業 第2回

「緑のカーテンを作しましょう」

3月22日(月・振替休日) 14:00~
天王台北近隣センター・ホール

- 緑のカーテンの作り方説明、■映画2本上映
- ゴーヤの苗2本プレゼントの引換券進呈
- 我孫子市消費者の会会員による寸劇

「悪質商法にかからないために」

地球温暖化防止のために少しでもできることをと、一昨年から取り組んでいる緑のカーテン作り、今年は県民提案事業として行います。チラシをご覧の上、是非お誘い合わせご参加ください。

県民提案事業第1回終了

講師・神山美智子弁護士による「食の安全と消費者の権利」の県民提案事業が終わりました。

前夜の雪が残る悪条件で、予想に達しない参加者数がとても残念でした。お話は中味の濃いもので、参加者はとても納得、今後の食生活全般の指針となるものでした。以下に要点を報告します。

健康食品を常用していませんか。毎日のようにテレビやマスコミの広告に載り、とても良いもの、健康になるものと思いませんか。医薬品のような形をしていて、区別がつきにくいですね。

医薬品は、効用、副作用等の安全性も含め、国の許可が必要です。健康食品にはありません。新聞の広告を良く見てください。誰それが飲んだら元気になったとか、肌がきれいになったとか書いてあります。全員に効くとは

書いてはありません。効用をうたったら、薬事法違反です。

私たちが食品として食べてきたものは、長年の経験からこの位の量を食べても毒が無いだろうというものを食べています。医薬品をまねた形にすると量が多くなる場合もあります。副作用があっても、救済されません。

1968年に起きたカネミ油症を覚えていますか。脱臭工程で使用されたPCB等が油に漏れ、ダイオキシン被害を起こしました。今でも患者は苦しんでいます。支援組織ができてやっと不十分ながら、人・県・国を動かすことができました。

食品の安全に関わる法律はたくさんあります。これらが本当に消費者の安全を守るものになっていくよう、消費者団体の働きかけも重要だと結ばれました。

この日のレジュメと、ブックレット「ホントにいいの？健康食品って」を配布します。お読みください。そしてご家族お友達にも、あなたから話してあげてください。(当日もらった人を除く)

会員による寸劇「悪質商法にかからないために」は、皆さん熱演で、会場の笑いもあり、和やかな中にも意図するところは伝わったと思います。さすが本番に強い！と、自画自賛の声あり。

アンケートの一部を報告

Q 講演を聞いて、心に残ったこと、感じたこと

○最近、サプリメントの広告が多く、私も必要性を感じ始めていました。今回のお話を伺い、全く必要なし、やはりバランスの取れた食物が一番ということを感じました。

キケンな食物もいっぱい、厚労省しっかり国民を守ってほしい。自己防衛にも限りがあります。

- 神山講師の講演内容は有益ですべて共感でき、学ぶ点多々あった。私は化学会社で化学品安全にも深く関わって来ましたが、TVや新聞等の企業広告には多くの嘘が含まれていると思っています。多くの消費者が、このような講演から学んでより良い消費者になればと思います。非常に良い講師を招かれたと思います。
- 健康食品にギモンを持っていたので健康に良くないことが理解できました。コマーシャルの制限をすべきと思われる。法律の中味が重要であることを学びました。消費者運動をし続けなければ安全が保てないですね。がんばりましょう。
- 異議を申し立てる権利を制度として保障されるということは大変重要だと感じました。問題が生じて因果関係を証明することは一般人にはむずかしい。救済される制度も大切だと思います。
- 消費者庁に期待したい。先生のがんばりを応援しましょう。

3月定例会

3月8日(月) 13:30~16:00

我孫子南近隣センター 8F 第一会議室

* 3月1日が、千葉県消費者団体連絡協議会の提案事業講演会です。我孫子は定例会を第2週に変更しました。お間違い無く。

市民活動フェア in あびこ 2010

市民活動フェアが近づいて来ました。消費者の会は、アビスタ会場で、パネル展示と、学生さん達のグループが行う「地産地消の料理コンテスト」のお手伝いをします。

3月6日(土) 7日(日)

アビスタとけやきプラザ

詳細はチラシをご覧ください。

庭先セールのご案内

3月27日(土) 10時~13時

会員 海津新菜さん宅

つくし野 1-22-28 TEL 7184-9828

高齢者等の消費生活における

権利擁護について

市が「消費生活相談員レベルアップ講座」として開いたものを、参加した加藤マリ子さんから報告してもらいました。

○ 及川智志弁護士のお話は大変参考になりました。参加者50名くらい。

○ 前半は、事例を紹介しながら成年後見人制度(後見、保佐、補助)について詳細な説明がありました。

後見人は本人の判断能力が低下、欠けている場合、本人に代わり本人がした不利益な法律行為を取り消すことができます。

身寄りがないなど申し立て人がいない場合は市町村長が申し立てを行うことができます。

その他で印象的だったのは下記の3点。

① 一般的に相続や遺産放棄は発生してから3ヶ月以内に行う。負債を相続する場合もある。書面で知った時から3ヶ月以内なら相続放棄の手続きができる。

② クーリングオフは8日以内、マルチ商法は20日以内。

いずれも書面を受け取ってからであり、書面を受け取っていない場合は永遠にクーリングオフ期間がある。

クーリングオフ期間を過ぎていても購入した状態によっては消費者契約法、民法等に基づいて契約取り消しや無効など検討できる。相談員も知識が必要。

③ 年金担保貸付制度について疑問

そもそも年金は生活が破壊されないように担保として提供することが禁止されている。唯一の例外「独立行政法人福祉医療機構」は貸付可。困窮を防ぐ制度が困窮を生み出していることに疑問。

~年金からの天引きが問題になるのはこの論拠だったのかと合点がいきました。~

* * * * *

消費生活展が終わりました。お天気が心配でしたが、何とか800人近い方が来場してくださいました。

冊子を配布します。

